



射水市商店街等新規出店 支援事業補助金について

- ◎ 本市における地域商店街等の地域や空き店舗に新規に出店する場合に、店舗の改装等に係る経費の一部を助成することにより、活力あるまちづくりと地域商店街等の振興を図ります。

1. 補助内容

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費(消費税は除きます)	補助率	補助限度額
新規に出店する事業者 又は1年以内に出店した事業者	中新湊商店街、立町商店街、紺屋町商店街、東新町商店街、西新町商店街、小杉駅前商店街、荒町商盛会、千成商店街、大門商店街等	(1) 機械設備費、器具工具備品費、構築物費(土地の取得、自動車の取得は除く) (2) 店舗新築及び改装費 (3) 広告宣伝費 (4) その他特に必要と認められる経費	1/2 以内	50 万円

2. 注意事項

- (1) 当該出店について、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象となりません。
- (2) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。(着手後の申請はできません。) また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (3) 補助対象経費に消費税は含みません。
- (4) 対象業種は、小売業、飲食店又はサービス業であって、店舗が所在する商店街等の店舗構成に適した業種とし、公序良俗に反しないものとします。
- (5) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。

3. 申請方法

補助要綱に基づき、申請書類を作成の上、下記までご提出ください。

※①～③は、市ホームページよりダウンロードできます。

【提出書類】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書 (様式第1号)
- ③ 商工団体の推薦書 (様式第2号)
- ④ 市税完納証明書(本庁舎、各地区センターで取得できます。)
- ⑤ その他経費に係る見積書等

4. 提出・お問い合わせ先

〒939-0274 富山県射水市小島 703 番地

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係

TEL : 0766-51-6675 FAX : 0766-51-6690

メールアドレス : kigyous@city.imizu.lg.jp

ホームページURL : <http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=10175>